

29 障第 142 号
平成 29 年 5 月 8 日

指定就労継続支援 A 型サービス事業所
設置主体法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長
(公印省略)

指定就労継続支援 A 型事業所の運営を改善するための取り組みについて

平成 29 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知に示されたとおり、就労継続支援 A 型事業所においては、運営の改善のため、下記の取り組みを行っていただくことになりましたのでお知らせします。

記

1 就労継続支援 A 型計画の様式の統一について

- (1) 今後新たに就労継続支援 A 型計画を作成する場合には、別紙様式 1 を原則として使用するよう努めること。
- (2) 就労継続支援 A 型計画の記載内容が、一人一人の利用者の希望を踏まえず、画一的なものとなっている場合や、記載内容に虚偽がある場合等には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という）第 191 条第 3 項の趣旨に反していることから、指定の取り消しや停止の対象となりうること。

指定基準第 191 条第 3 項

指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

2 経営改善計画書の作成等について

直近の会計年度若しくは直近数ヶ月間の生産活動の収支について、別添の「生産活動実績確認表」(別紙様式 2-0)を作成し、平成 29 年 6 月 30 日(金)までに提出すること。(提出方法は末尾のとおり)

また、指定基準第 192 条第 2 項（生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が、利用者の賃金総額以上）を満たさない場合には、経営改善計画書（別紙様式 2-1、2-2）を作成し、改善に係る関係書類とともにあわせて提出すること。なお、経営改善計画書を事業所のホームページで公表すること。

指定基準第 192 条第 2 項

指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者へ支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 運営規程の変更について

指定基準第 196 条の 2 の改定に対応した運営規程を作成し、平成 29 年 6 月 30 日(金)までに変更届により提出すること。(提出方法は末尾のとおり。既に届出済の場合は提出不要です。)

指定基準第 196 条の 2

指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 **指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第百九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間**
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

4 情報公表について

A 型事業所についてはサービス提供者の情報公表制度が先行実施されるため、事業所の**ホームページ**で以下の情報を公表すること。

<公表する情報>

- (1) 貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）、就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書
- (2) 主な生産活動の内容
- (3) 平均月額賃金（工賃）

【上記 2、3 の提出先】

- ・ 提出物 ①生産活動実績確認表（別紙様式 2-0）
②経営改善計画書（別紙様式 2-1、2-2）、改善に係る関係書類（様式任意）
※②は、基準第 192 条第 2 項を満たさない場合のみ提出が必要。
③運営規程、変更届出書

※様式は、愛媛県トップページ>組織別にさがす>保健福祉部 障がい福祉課>指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ に掲載しています。

- ・ 提出期限 平成 29 年 6 月 30 日（金）
- ・ 提出方法 郵送又は持参
- ・ 提出先 事業所が所在する各地方局地域福祉課
（松山市が指定する事業所は松山市役所）

【今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所】

東予地方局地域福祉課

住所：〒793-0042 西条市喜多川 796-1 電話：0897-56-1300（内線 241 又は 284）

【伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所】

中予地方局地域福祉課

住所：〒790-8502 松山市北持田町 132 番地 電話：089-909-8756

【宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所】

南予地方局地域福祉課

住所：〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 電話：0895-22-5211（内線 381）

【松山市所在の事業所】

松山市役所 （※松山市の様式で提出）

（本通知の送付元）

担当 愛媛県障がい福祉課

菊地

電話 089-912-2424

【就労継続支援A型計画書】

作成日：平成 年 月 日		前回作成日：平成 年 月 日		計画作成者：				
ふりがな	性別	昭和 / 平成		障害支援 区分	管理者	サービス管 理責任者	職業指導員	生活支援員
氏名		年 月 日生 歳						
就労継続支援A型利用までの経緯 (活動歴や病歴等)		本人の希望（業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等）						
		本人の障害基礎年金等の有無や収入状況			本人の生産活動を行う際の課題			
健康状態(病名、服薬状況等)				生産活動や支援で留意する医学的リスクなど				
生活環境や自宅での役割などの本人の生活状況								

利用目標

長期 目標	設定日	年 月		目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月			
短期 目標	設定日	年 月		目標 達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月			

サービス提供内容

目標と支援の提供方針・内容（施設外就労・施設外支援含む）		評価			迎え（有・無）	
		実施	達成	効果、満足度など		
①	月 日 ~ 月 日	実施	達成		プログラム（1日の流れ）	
		一部	一部		(予定時間)	(サービス内容)
		未実施	未実施			
②	月 日 ~ 月 日	実施	達成			
		一部	一部			
		未実施	未実施			
③	月 日 ~ 月 日	実施	達成			
		一部	一部			
		未実施	未実施			
④	月 日 ~ 月 日	実施	達成			
		一部	一部			
		未実施	未実施			
⑤	月 日 ~ 月 日	実施	達成			
		一部	一部			
		未実施	未実施			

特記事項	実施後の変化(総括) 再評価日：平成 年 月 日
------	--------------------------

上記計画の内容について説明を受けました。 平成 年 月 日	上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。 平成 年 月 日
ご本人氏名： 印	相談支援専門員様/事業所様 (担当相談員・支援員等氏名：)
ご家族氏名： 印	

就労継続支援A型 ○○○ 事業所No. 00000000	〒000-0000 住所：○○県○○市○○ 00-00 Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000	管理者： 説明者：
---------------------------------	--	--------------

平成28年度 生産活動実績確認表

区分	【A】 賃金支払総額 ※1・2	【B】 生産活動収入 ※3	【C】 生産活動必要経費 ※4	【D】 生産活動収益 (B-C)	他会計からの充当額 (A-D) ※6	【E】 総労働時間 ※5	時給換算額 (D÷E)
4月				0	0		
5月				0	0		
6月				0	0		
7月				0	0		
8月				0	0		
9月				0	0		
10月				0	0		
11月				0	0		
12月				0	0		
1月				0	0		
2月				0	0		
3月				0	0		
合計	0	0	0	0	0	0	

※1 労働した月の賃金支払額を計上すること。(例) 4月末の実績を5月10日に支払う場合は4月分に計上する。

※2 社会保険料等事業主負担分を含めること。

※3 実際に収入した月の金額を計上すること。ただし、消費税や特定求職者雇用開発助成金等は含めないこと。

※4 原材料費や生産活動に係る経費(厨房リース費など)を計上すること。光熱水費についても使用する場合は計上してもよい。

※5 利用者の当該月に勤務した労働時間の合計。単位は「時間」とすること。小数点第1位は切捨てる。

※6 他会計からの充当額の合計がプラスの場合(生産活動収入-必要経費<利用者の賃金総額)は、経営改善計画書を提出すること。

【指定就労継続支援 A 型事業所 経営改善計画書】

事業所名称				代表者指名			
事業所所在地							
経営改善計画書を公表するホームページ				http://○○○○○○○○○			
連絡先	電話番号			FAX番号			
職員数	定員	利用者数	(うち身体 知的 精神 その他)				
事業所の設置主体		社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他			設立年月日		
改善計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (1年間とすること)						

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由)	(具体的改善策)

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成するべき目標収入額
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
円	円
(主な費目)	(積算根拠)

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

現在の「収入－経費」	計画期間後の「収入－経費」
円	円

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
円	円
(積算根拠)	(積算根拠)

事業所代表者署名欄

印

※「現在」はいずれも、指定基準192条第2項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。
 ※別紙様式2-2「経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等」、改善を見込む要因となる書類を添付すること。
 ※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類の添付を求めることがあります。

【指定就労継続支援 A 型事業所 経営改善計画書】別紙

経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等

※提出の際、以下のような就労支援事業収益の改善を見込む要因となる書類を添付すること。

- 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額の増加又は必要経費の減少を見込む要因となるもの
- 利用者の平均労働時間の改善を見込む要因となるもの
- 利用者に支払う賃金総額の増加を見込む要因となるもの

項目	課題	実施期間	具体的な改善策

(注) 経営改善を行う項目(例：営業体制の強化、経費削減、販路拡大等)を記載するとともに、課題を記載し、その課題に対応するための実施期間と具体的な改善策をそれぞれ記載する。適宜欄は追加する。